

あやめ池小学校いじめ防止基本方針

学校番号 423

奈良市立あやめ池小学校

学校長 北出 忠徳

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ防止対策推進法第2条」(平成25年法律第71号)

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることを留意する必要がある。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級などの所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの認知に関する考え方について

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して以下の点に注意して行う。

- ・ いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・ 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- ・ いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・ 被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義をした法の趣旨を踏まえ、い

じめられた児童の感じる被害感情にも着目し見極める。

(例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまった場合など)

- ・ いじめには多様な様態があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- ・ 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

(例：インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合。)

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

「いじめを起こさせない児童の育成」を学校のあらゆる場面で行う

○なかまを思いやるやさしい心をもった児童を育てる

- ・ いじめが起きない教育環境をつくる
- ・ 規律・学力・自己有用感

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

【子どもの命や心を守る環境づくり】

- 教育活動全般を通して、子どもたちが安心して暮らせる学級・学年づくりの追求
子どもが安心して自分自身を表現し、受け止め合うことのできる学級づくりを目指す。
- 学ぶことが楽しいと思える授業の創造
- 年間計画に基づく、道徳教育の推進
各学年、仲間づくりの観点の教材に取り組む。
- 人権意識を高める授業と人権をテーマにした懇談会の実施
全学年人権参観と懇談を実施、児童と保護者に啓発
- 学級集団づくりや保護者との連携をテーマにした職員研修の実施
- 配慮を要する児童、集団生活に馴染みにくい児童についての報告・学習会の実施
- 特別活動を通じた児童自らによる「いじめを許さない学校・学級づくり」の発信
児童会や各委員会による取り組み（企画委員会による毎朝のあいさつ運動、給食委員会による給食指導）
- 教育活動全般を通して、子どもが人から認められていると実感できる場の設定

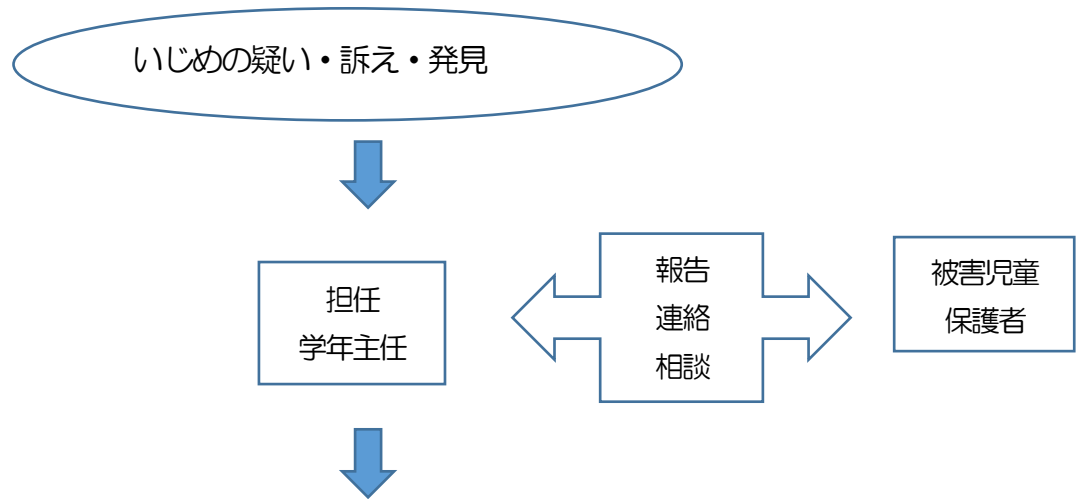
(2) いじめの早期発見と迅速な対応について

- いじめアンケートの実施とその検討
- 子どもや保護者との関わりを大切にし、SOSを見逃さない教職員の意識づくり（校長の職員室便り）
- 問題事象が発生した場合の早期報告と情報の共有化
- いじめ問題に対応する組織的な体制づくり
- 校内委員会、生徒指導推進委員会などの積極的な活用（特に配慮の必要な児童についてのケ

ース会議・情報共有)

(3) 組織及び体制について

①いじめ対策校内委員会



いじめに特化した校内委員会

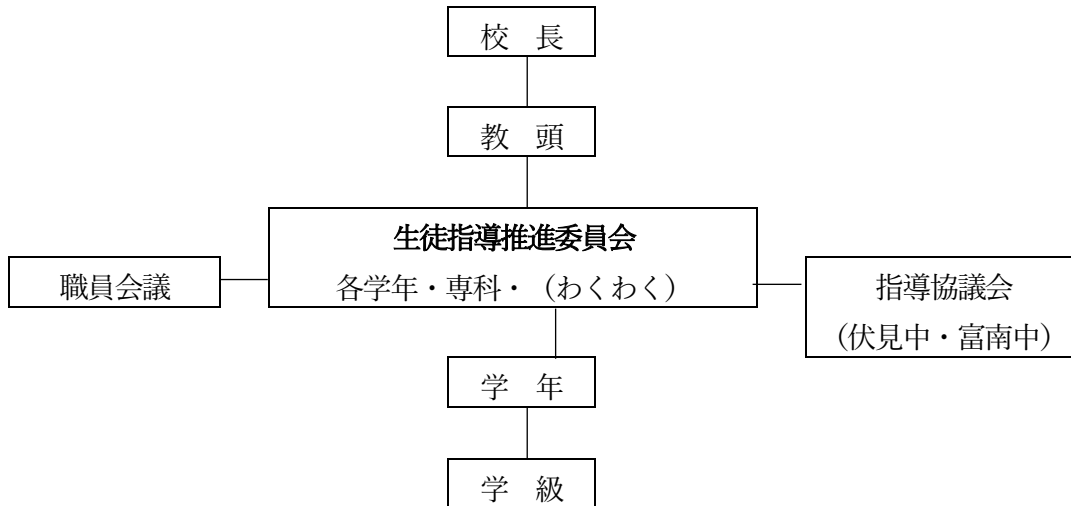
- ① 事実確認（被害児童、加害児童、周囲、教師、保護者等）
個別の聞き取りを、複数で行い、記録
（担任と校内委員会メンバー）
場所は、校長室または、相談室
- ② 関係機関への連絡（いじめ対応教員）
- ③ 被害児童の支援およびケア、加害児童への指導
（担任、校内委員会）
- ④ 保護者への報告（被害児童、加害児童）
- ⑤ 三推進（生徒指導推進委員会、人権推進委員会、研究推進委員会）へ協力要請
- ⑥ 学級、学年、全校への指導
- ⑦ 経過観察

校内委員会メンバー
校長 教頭 学年主任 いじめ対応教員
生徒指導主任 養護教諭

全職員に報告

②生徒指導体制

・各学年の代表、専科・わくわくの代表による生指安全部を基盤とし、職員会議の合意を大切にしながら進める。



③教育相談体制

○一人一人の子どものより良い成長を目指し、スクールカウンセラーや教職員及び保護者が連携し、充実した教育相談を行う。

○児童の実態や意識の把握に努め、児童の学校生活の適応や自己実現のための支援、学校生活や社会生活における人間関係形成を確立するための支援、保護者の子育てに対する不安を解消するための支援を行う。

○スクールカウンセラーや他の機関と連携して、児童心理やカウンセリングについての研修の機会を設けたり、啓発活動を行ったりする。

○教育相談部活動内容

(1) ケース会議

ケース会議を必要に応じて行う。ケース会議には、教育相談部を中心に事象に応じて、担任、学年、管理職（必要に応じて関係機関）で適宜開催する。

(2) 情報共有

教育相談・ケース会議・関係機関とのやり取りの中で出てきた情報については、職員で共通理解を図る。

(3) 組織

教育相談コーディネーターが中心となり、必要があるときに、養護教諭、生徒指導主任、低中高学年より各1名、スクールカウンセラーで教育相談部会を開催する。

④外部機関及び地域との連携

○教育相談活動の充実

・特別支援教育コーディネーターや学校カウンセラーとの連携

○学校運営協議会での説明と意見聴取

○学校評価アンケートの結果公表と検討

○あいさつ運動

○PTA・地域との連携・情報収集

⑤校内研修

- ・ 一学期 配慮を要する児童の報告と共通理解

- ・ 夏期休業中の研修

※夏期研修以外でも必要に応じて研修の場を検討する。

- ・ 二学期 配慮を要する児童への取り組み（一学期の研修以降に、配慮の必要性が見られた児童の報告も含む）
- ・ 三学期 本年度の生指安全推進のまとめと課題

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について（重大事態とは）

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処の方法について

- ・ 学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生を報告する。
- ・ 重大事態発生時における情報発信や報道対応については、該当児童やその保護者のプライバシーを配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- ・ 重大事態が発生した場合は、いじめに特化した校内委員会を設置し、当該重大事態にかかわる調査を行う。
- ・ 調査にあたっては、いつ頃から誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように発展・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。この際、因果関係の特定を急がず関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。また関係機関等に対して積極的に資料を提供し、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

(3) 調査結果の提供及び報告について

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する。
- ・通報してきた児童の人権や個人情報は守る。
- ・情報提供にあたっては、適時適切な方法で行う。
- ・調査結果については、市長に報告する。また、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合には、当該の児童はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。